

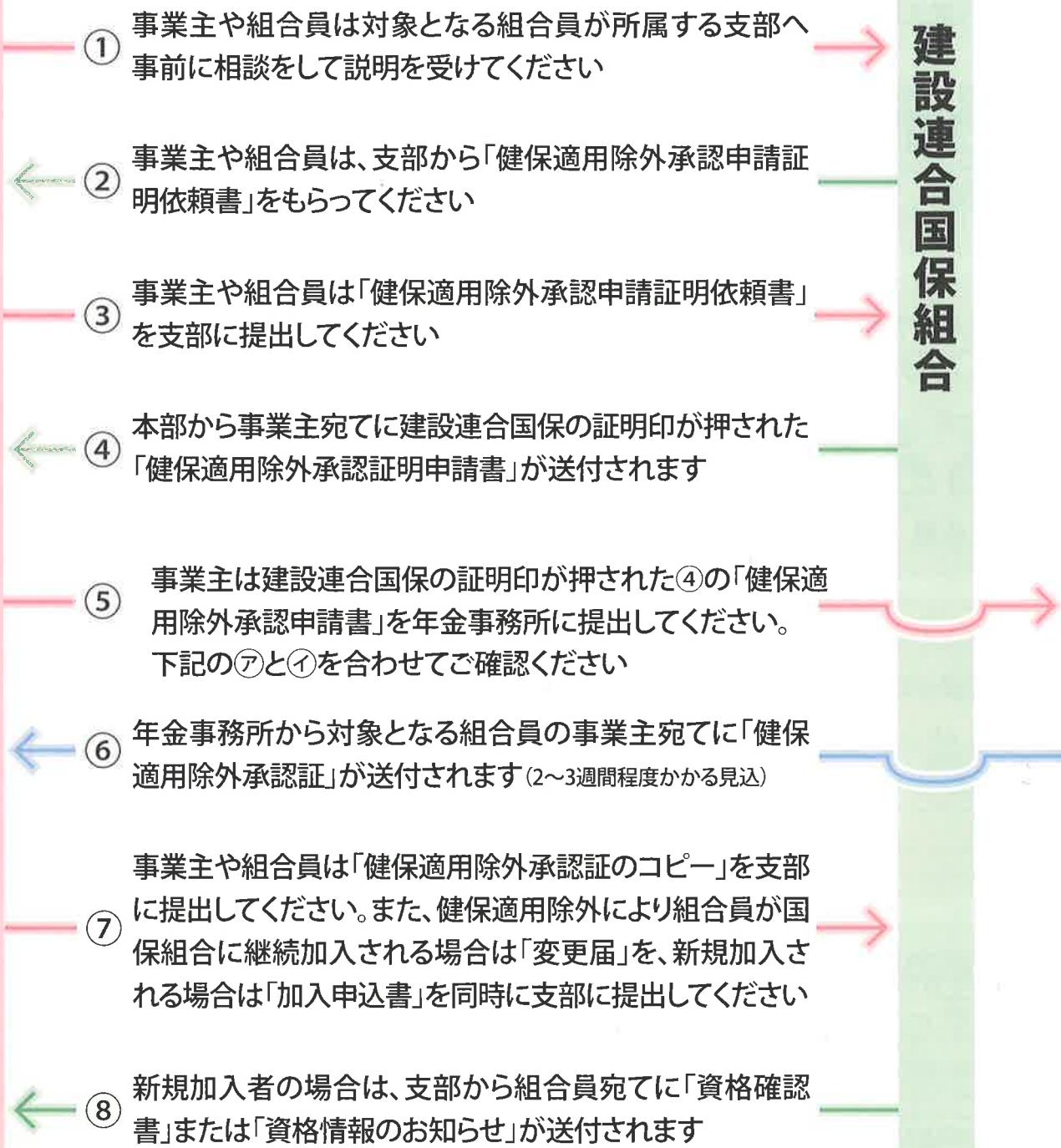
# 健保適用除外制度の手続きの流れ

事実発生日\*から14日以内に年金事務所への手続き(以下の⑤)を行うことが必要です。  
手続きは通常「事業主」が行います。

\*事実発生日は法人設立日や個人事業所の従業員が5人以上になった日、法人事業所に就職した日などです。

あなた(組合員)の事業所の事業主

年金事務所



## 上記以外に必要な手続き

②個人事業所が法人化した場合や個人事業所の従業員が5人以上になった場合、もしくは、それらの事業所を設立した場合、事業主は事実発生から5日以内に年金事務所に「(健康保険・厚生年金)新規適用届」を提出する必要があります。提出の際には、後日、「健保適用除外承認申請」を行う旨を必ず申し添えてください。

④「厚生年金被保険者資格取得届」も事実発生から5日以内に年金事務所に提出する必要があります。事前に年金事務所に連絡し、後日、「健保適用除外承認申請」を行う旨を必ず申し添えてください。

※ご不明点は、申請を行う年金事務所に相談してください。